

る者（以下この項において「戸籍等記録者」という。）についての他の戸籍等記録者との間の親子関係の存否その他の身分関係の存否に関する情報、婚姻その他の身分関係の形成に関する情報その他の情報のうち、第十九条第八号又は第九号の規定により提供するものとして法務省令で定めるものであつて、情報提供用個人識別符号（同条第八号又は第九号の規定による利用特定個人情報の提供を管理し、及び当該利用特定個人情報を検索するために必要な限度で第二条第五項に規定する個人番号に代わって用いられる特定の個人を識別する符号であつて、同条第九項に規定する個人番号であるものをいう。以下同じ。）をその内容に含むものをいう。以下の同一の規定により個人番号を利用することができる特定の個人情報をファイルにおいて個人情報を利用的検索し、及び管理するために必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第百九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）第二十七條、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の第二項若しくは第七項、第三十七条の十一の第三項、第三十七条の十四第三十四項、第七十条の二の二、第二十九条第三項若しくは第七十条の二の二の二若しくは第七十条の二の三第三項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三の二若しくは第七十四条の十三号）第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第一百六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）第四条第一項若しくは第四条の三第一項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第六条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事

務の処理に関して必要とされる他の個人番号を記載した書面の提出その他の他の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行つるために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

5 前項の規定により個人番号を利用することができる事務を行つるために必要な限度で個人番号を利用することとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第一百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、デジタル庁令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

6 前各項に定めるものほか、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができます。

（再委託）

第十一条 **個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の委託を受けた者とのみならず、その全部又は一部の再委託をすることができる。**

前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

（委託先の監督）

第十二条 **個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。**

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第十三条 **個人番号利用事務実施者（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用して政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。**

（提供の要求）

第十四条 **個人番号利用事務等実施者（第九条第三項の規定により情報提供用個人識別符号を利用する者を除く。以下この項及び第十六条における同じ。）は、個人番号利用事務等を処理するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第一百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、デジタル庁令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することとされる者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができます。**

（再委託）

第十五条 **何人も、第十九条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第二十条において同じ。）の個人番号カードの提供を請求することができる。（提供の求めの制限）**

第十六条 **個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、次の各号のいずれかに掲げる委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。**

（本人確認の措置）

第十七条 **個人番号利用事務等の全部又は一部の申請に併せて、領事官（領事官の職務を行つ大使館若しくは公使館の長その他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる。**

（戸籍の附票に記録されている者は、第一項の規定により第一項の申請を市町村の長を経由して行うもの（当該市町村の長により次条第一項第二号に掲げる措置がとられた者に限る。）のうち個人番号カードの交付を速やかに受けるものと定める者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる。

（戸籍の附票に記録されている者は、第一項の規定により第一項の申請を市町村の長を経由して行うもの（当該市町村の長により次条第一項第二号に掲げる措置がとられた者に限る。）のうち個人番号カードの交付を速やかに受けるものと定める者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる。

（戸籍の附票に記録されている者は、第一項の規定により第一項の申請を市町村の長を経由して行うもの（当該市町村の長により次条第一項第二号に掲げる措置がとられた者に限る。）のうち個人番号カードの交付を速やかに受けるものと定める者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる。

2 前項の申請は、当該申請を行う者（以下この項から第四項までにおいて「申請者」という。）が、主務省令で定めるところにより、前項の移動端末設備を使用して、機構に対し、当該申請者の個人番号カードに記録されたカード代替記録事項に係る電磁的記録を送信して行うものとする。この場合においては、当該申請者は、当該申請者の個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号（公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者符号をいう。次項において同じ。）を用いて電子署名を行わなければならない。

3 前項前段の規定による送信を受けた機構は、申請者に係る同項後段の電子署名に係る個人番号カード用署名用電子証明書が公的個人認証法第十五条第一項の規定により効力を失つてないこと及び当該個人番号カード用署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号（公的個人認証法第二条第四項に規定する署名利用者検証符号をいう。）に対応する署名利用者符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認したときは、主務省令で定めるところにより、当該申請に係るカード代替電磁的記録を発行し、これを当該申請者に係る第一項の移動端末設備に送信るものとする。

4 前項の規定による送信を受けた申請者は、主務省令で定めるところにより、当該送信に係るカード代替電磁的記録を第一項の電磁的記録媒体に記録するものとする。

5 カード代替電磁的記録の有効期間は、三月以内で主務省令で定める期間（当該期間内に個人番号カードの有効期間が満了する者に係るものにあっては、当該満了の日までの期間）ととする。

6 カード代替電磁的記録利用者（カード代替電磁的記録の発行を受けた者をいう。以下この条から第十八条の四までにおいて同じ。）は、自己に係るカード代替電磁的記録を次項の規定による確認を受けることができるものとして提供するときは、次条第一項の認定を受けたログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。以下この条から第十八条の四までにおいて同じ。）を用いて当該カード代替電磁的記録の送信を行わなければならない。

前項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を受けた者は、当該カード代替電磁的記録が

8 カード代替電磁的記録利用者は、当該カード代替電磁的記録を記録した第一項の電磁的記録媒体が使用できなくなつたときその他当該カード代替電磁的記録を失効させるべき場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、速やかにその旨を機構に届け出なければならない。

9 カード代替電磁的記録は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その効力を失うものとする。

一 第十七条第十項の規定により当該カード代替電磁的記録利用者の個人番号カードが失効し、又は公的個人認証法第十五条第一項の規定により当該カード代替電磁的記録利用者の個人番号カード用署名用電子証明書が失効したとき。

二 カード代替電磁的記録の有効期間が満了したとき。

三 機構が当該カード代替電磁的記録利用者から前項の規定による届出を受けたとき。

四 カード代替電磁的記録に記録された事項について、記録誤り又は記録漏れがあることが判明したとき。

五 前各号に定めるもののほか、主務省令で定める場合

10 機構は、前項の規定によりカード代替電磁的記録の効力が失われたときは、主務省令で定めるところにより、直ちに、当該カード代替電磁的記録が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備に対して、電気通信回線を通じてその旨の通知を送信する措置を講じなければならない。この場合において、機構は、当該移動端末設備が当該通知を受信したことを確認するまでの間、当該措置を継続しなければならない。

11 機構は、第九項第一号に掲げる事由に該当する場合を除き、同項第二号に掲げる事由その他の主務省令で定める事由によりカード代替電磁的記録の効力が失われた場合には、速やかに、当該カード代替電磁的記録の発行を受けていた者に対してもう新たなカード代替電磁的記録を発行し、これをその者の第一項の移動端末設備に送信するものとする。

12 機構は、第三項若しくは前項の規定によりカード代替電磁的記録を発行した場合又は第九項の規定によりカード代替電磁的記録の効力が失われた場合には、主務省令で定めるところにより、当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者が記録されている住民基本台帳（国外転出者にあつては、戸籍の附票）を備える市町村の長に対し、主務省令で定める事項を通知するものとする。

13 機構は、カード代替電磁的記録に関するカード代替電磁的記録の発行及び運用に関する状況の管理その他主務省令で定める事務を行うものとする。

14 前各項に定めるもののほか、第十一項の規定によるカード代替電磁的記録の発行及び送信の手続その他のカード代替電磁的記録に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（カード代替電磁的記録送信用プログラムの認定）

第十八条の三 内閣総理大臣は、移動端末設備からカード代替電磁的記録の送信を行うためのプログラムについて、当該プログラムを提供する者の申請により、次に掲げる基準を満たすものである旨の認定をすることができる。

一 カード代替電磁的記録を送信しようとする場合には、自動的に、電気通信回線に接続して当該移動端末設備に対して前条第十項前段の規定による通知（以下この号及び次号において「失効通知」という。）の送信が行われていなければ、その確認及び当該移動端末設備が受信すべき失効通知があつた場合における当該失効通知の受信を行う機能を有するものであること。

二 当該移動端末設備が失効通知を受信した場合には、その旨の通知を機構に対して送信することともに、当該失効通知に係るカード代替電磁的記録の送信を行うことができなくなる機能を有するものであること。

三 カード代替電磁的記録の送信を行うに当たり、当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者が当該送信を行うことを確認するための措置として主務省令で定めるものを行う機能を有するものであること。

四 その他主務省令で定める基準に適合するものであること。

内閣総理大臣は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

3 内閣総理大臣は、前条第六項の規定によるカード代替電磁的記録の送信を受けた者が行う第十八条の二第七項の規定による確認の用に供するため、次に掲げる機能を有するプログラムをインターネットを利用して公衆に提供するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の認定に関する必要な事項は、主務省令で定める。
(内閣総理大臣による確認用プログラムの提供等)

第十八条の四 内閣総理大臣は、カード代替電磁的記録の送信を受けた者が行う第十八条の二第七項の規定による確認の用に供するため、次に掲げる機能を有するプログラムをインターネットを利用して公衆に提供するものとする。

一 当該送信が当該カード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録利用者によって行われたことを確認するための措置として主務省令で定める措置を行う機能

二 当該送信を受けたカード代替電磁的記録について改変が行われていないことを確認するための措置として主務省令で定める措置を行う機能

三 その他主務省令で定める機能

2 内閣総理大臣は、カード代替電磁的記録の送信を受けた者が第十八条の二第七項の規定による確認を行うためのプログラム（前項の規定により提供されるプログラムを除く。）について、当該プログラムを提供する者の申請により、前項各号に掲げる機能を有するものである旨の認定をすることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第二項の認定に関する必要な事項は、主務省令で定める。
(個人番号カードの発行等に関する手数料)

第十八条の五 機構は、第十六条の二第一項、第十五項及び第七項並びに第十七条第三項の規定による個人番号カードの発行に係る事務並びに第十八条の二第三項及び第十一項の規定によるカード代替電磁的記録の発行に係る事務（第三項において「カード代替電磁的記録発行事務」という。）に關し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に從事する者の数

二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量

三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況

四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 委員会は、評価書の内容 第三十五条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、個人情報保護法第七十四条第一項の規定による通知があつたものとみなす。

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行つていいない特定個人情報ファイルに記録された情報を提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供をこれらの方に規定により求めることはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十九条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十三号から第十七号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けけること

ことができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(研修の実施)

行政機関の長等は、特定個人情

委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第二節 個人情報保護法の特例等

			事態が にだし、
		人の権 るべき	
二項	第六	十九条	
供する	自ら利 用し、	又は提 供する	はないな ら
			自ら利用する

		第一項 第六条 第九款	定の規法 報人規 保個情 れえみ
供又用し しはして提 自ら利	目的以外 的利用目	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的利用目	読み替 えられ る字句
自ら利用してはならない	(の目的)	利用目的以外の目的(独立行政法人等にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十一年法律第五項の規定に基づく利用目的以外の場合を除き、利用目的以外の目的利用目)	読み替える字句

委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第二節 個人情報保護法の特例等

(個人情報保護法の特例)

第三十条 行政機関等(個人情報保護法第百一十二条第一項第三号に規定する独立行政法人等又は同項第四号に規定する地方独立行政法人とみなされる個人情報保護法第五十八条第一項各号に規定する者(次条第一項において「みなし独立行政法人等」という。)を含む。)が保有し、又は保有しようとする特定個人情報(第二十三条第二十六条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録されたものを除く。)に問合しては、個人情報保護法第六十九条第二項第二号から第四号まで及び第八十八条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句とする。

第八項 第九条 第十项	第五項 第九条 第十八项
定める	定める

定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第八十九条第三項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

定める。この場合において、地方独立行政法人は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十条第一項の規定により読み替ええて適用する第八十九条第三項の規定の例により、当該

第三十二条 委員会は、特定個人情報の保護を図るための連携協力を図る。

第三十二条 委員会は、特定個人情報の保護を図るための連携協力を図る。

ため、サイバーセキュリティの確保に関する業務を処理するために内閣官房に置かれる組織が情報と共にすること等により相互に連携を図る。

(指導及び助言)

及び助言をすることができる。

第三十四条 委員会は、特定個人情報の取扱いに関する法令の規定に違反する行為が行われた場合

間で、法令の規定に違反して不正な取扱いを行われる場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違法

反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するに努めることとする。

2 反行爲の中止その他の違反を是正するためには必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を
つづけたことは、上の者に付く明限である。

どちらなかつたときはその者に対し期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ぜることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、特定期間内に開催する場合、

個人情報の取扱いに関する法令の規定に違反する行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事案がある場合は緊急措置を

権利利益を害する事実があるため緊急は措置とする必要があると認めるときは、当該違反行為

をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を講じる。

（報告及び立入検査）
をとるべき】を命ずることができる

第三十五条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者そ

他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに
し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又

はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者との間で、その他の関係者の事務所その他必要な場所にて

ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求が

て、同項各号に規定する当該事業年度における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 主務大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。

5 機構は、第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

6 主務大臣は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、機構に対し、個人番号カード関係事務に係る業務運営の改善その他（地方公共団体情報システム機構法第八条第一項に規定する代表者会議）を命ずることができる。

7 主務大臣は、機構の理事長が前項の命令に違反する行為をしたときは、機構の代表者会議（個人番号カード関係事務に係る財源措置）に対し、期間を指定して、当該理事長を解任すべきことを命ずることができる。

8 主務大臣は、機構の代表者会議が前項の規定による命令に従わなかつたときは、同項の命令に係る理事長を解任することができる。

第三十八条の十二 国は、機構に対し、予算の範囲内において、個人番号カード関係事務に係る業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができること。

（財務大臣との協議）

第三十八条の十三 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十八条の八第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十八条の九第一項の規定による認可をしようとするとき。

第七章 法人番号 (通知等)

第三十九条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若

しくは財團で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であつて、所得税法第二百三十一条、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百四十八条、第一百四十九条若しくは第一百五十条五十七条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出で法人番号の指定を受けることができる。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき（この項の規定による届出に係る事項に変更があつた場合を含む。）は、政令で定めるところにより、当該変更があつた事項を国税庁長官に届け出なければならぬ。

4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならぬ。

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の機関又

は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができまするもの）をいう。第四十二条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

第八章 雜則 (指定都市の特例)

第四十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において単に「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第二項及び第六項、第十七条第一項から第五項まで及び第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第二項（情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項から第三項まで

の規定により市町村が処理することとされる事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第1号法定受託事務とする。

第四十五条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄

（権限又は事務の委任）

第四十六条 国税庁長官は、第三十九条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要が

下に置かれる機関及び会計検査院にあって、第四

あると認めるときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記簿に記録されたものに限る。）を作成される登記簿に記録された事項の提供を規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において同一のもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であつて、所得税法第二百三十一条、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一百四十八条、第一百四十九条若しくは第一百五十条五十七条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出で法人番号の指定を受けることができる。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき（この項の規定による届出に係る事項に変更があつた場合を含む。）は、政令で定めるところにより、当該変更があつた事項を国税庁長官に届け出なければならぬ。

4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならぬ。

第四十五条の二 法務大臣は、第十九条第八号又

は第十九号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報の作成に関する事務を行ふ目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を作成するために必要なと認められる公表を行うために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致する他の必要な資料の提供を求めることができる。

（正確性の確保）

第四十二条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致する他の必要な資料の提供を求めることができる。

（情報の提供の求め）

第四十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において単に「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区長及び総合区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

第四十四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第二項及び第六項、第十七条第一項から第五項まで及び第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第二項（情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限り、第二十六条において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項から第三項まで

の規定により市町村が処理することとされてい

第四十五条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄

（権限又は事務の委任）

第四十六条 国税庁長官は、第三十九条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要が

下に置かれる機関及び会計検査院にあって、第四

は、当該機関の命令）で定めるところにより、第二章、第四章、第五章及び前章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

（戸籍関係情報作成用情報に係る個人情報保護法の特例）

2 法務大臣は、第十九条第八号又は第十九号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報の作成に関する事務を行ふ目的の達成に必要な範囲を超えて、戸籍関係情報作成用情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を保有してはならない。

3 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成機関等を行うことにより作成される情報（戸籍関係情報を除く。）をいう。以下この条において同じ。）を作成するために必要なと認められる公表を行ふために必要があると認めるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出で法人番号の指定を受けることができる。

4 法務大臣は、戸籍関係情報作成用情報の作成に関する事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、当該事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

5 前項に規定する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

6 法務大臣は、第一項に規定する目的以外の目的のために戸籍関係情報作成用情報を自ら利用してはならない。

7 第十九条（第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る）の規定は、法務大臣による戸籍関係情報作成用情報の提供について準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは「第二十二条の二第二項の規定による通知を行ふ場合及び次の」と、同条第十三号中「第三十五条第一項」とあるのは「第四十五条の二第二項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

8 前項（次項において準用する場合を含む。）において準用する第十九条（第六号、第十三号及び第十五号から第十七号までに係る部分に限る）並びに第十五号から第十七号までに係る部分に限る。）の規定により戸籍関係情報作成用情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的の達成に必要な範囲を超えて、当該戸籍関係情報作成用情報を保有してはならない。

9 第四項及び第五項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、第四

第十九条 (政令への委任) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄
施 行 期 日

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二六年五月三〇日法律第四
七号）抄
施行期日

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第四条、第六条及び第十一條の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年五月三〇日法律第五〇号)抄

第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則第三条 第七条（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）の一部を

改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第六十五条(改正規定による)、第八号、第二十五条(第一項の規定による)、二〇〇〇年六月一日から施行する。

**条 第十一條及び第十三條の規定 公布の目
政令への委任**

附 則 (平成二六年六月二十五日法律第八
三号) 少
る。
の施行に
必要な経過措置は
政令で定め
る。

(施行期日) 三月一日 指定

四月一日のいすれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

二条、第二十五条、第二十九条、第三十一条、第六十一条、第六十二条、第六十四条、第六十七条、第七十一条及び第七十二条の規定を公布の日

三二
第略

二 略
第二条の規定、第四条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、第五条のうち、介護保険法の目次の改正規定、同法第七条第五項、第八条、第八条の二、第十三条、第二十四条の二第五項、第三十二条第四項、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第五十五条、第五十四条第三項、第五十四条の二、第五十四条の三第二項、第五十八条第一項、第六十八条第五項、第六十九条の三十四、第六十九条の三十八第二項、第六十九条の三十九第二項、第七十八条の二、第七十八条の十四第一項、第一百十五条の十二、第一百十五条の二十二第一項及び第一百五十条の四十五の改正規定、同法第一百十五条の四十五の次に十条を加える改正規定、同法第一百十五条の四十六及び第一百十五条の四十七の改正規定、同法第六章中同法第一百十五条の四十八を同法第一百十五条の四十九とし、同法第一百十五条の四十七の次に一条を加える改正規定、同法第一百十七条、第一百八十八条、第一百二十二条の二、第一百二十三第三項及び第一百二十四条第三項の改正規定、同法第一百二十四条の次に二条を加える改正規定、同法第一百二十六条第一項、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百四十一條の見出し及び同第一条第一項、第一百四十八条第二項、第一百五十二条及び第一百五十三条並びに第一百七十六条の改正規定、同法第十一章の章名の改正規定、同法第一百七十九条から第一百八十二条までの改正規定、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条及び第二百五条並びに附則第九条第一項ただし書の改正規定並びに同法附則に一条を加える改正規定、第七条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第九条及び第十条の規定、第十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）、第十三条及び第十四条の規定、第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十七条の規定（第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四项、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く。）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条

条第一項、第三十三条规定から第三十九条まで
第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く。）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十一号）第二条第五項第二号の改正規定（「同条第十四項」を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定 平成二十七年四日

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において

て同じ。」の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされ、この附則の規定によりなお努力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及び為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任） 第七十二条 附則 第三条から第四十一条まで及び
前項に定めるもののはか、この法律の施行に伴
い必要な経過措置は、命令で定めよ。

い必要な経過措置は政令で定める。
（平成二七年三月三一日法律第十一号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
四 次に掲げる規定
イ及びロ 略 平成二十八年一月一日

ハ 第八条中租税特別措置法の目次の改正規定（「第九条の人」を「第九条の九」に改める部分に限る。）、同法第四条の二第一項

及び第四条の三第一項の改正規定、同法等八条の二第一項第二号の改正規定、同法等八条の四第一項の改正規定（同項第一号に

係る部分を除く。)、同法第八条の五第一項の改正規定、同法第九条の三の改正規定(同条第一号に係る部分を除く。)、同法

九条の三の二第一項の改正規定、同法第九条の八の改正規定、司法第二章第一節中司

（罰則に関する経過措置）

則第一條各号に掲げる

附 則（平成二七年九月九日法律第六五号抄）

項の規定により読み替えて適用する行政機関の
保有する個人情報の保護に関する法律（平成二十
二年六月三十日法律第百三十九号）

規定においては、当該規定以下の条はおもて同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。
一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定
二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六

第七条第一項及び第三項 第八条 第九条
第十三条、第二十二条、第二十五条から
第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第

三十四条並びに第三十七条の規定 平成二十一年一月一日

別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第十九条第一号及び別表第一の改正規定に限る。）並びに附

則第十五条、第十六条、第十九条及び第二十一条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

五四 略
第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九

六 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び
八 条の三及び第三十六条の規定、番号利用法附
則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

第二十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日（特定個人情報保護委員会がした処分等に関するものに當り）

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前に第四条の規定による改正前の番号利用法(以下この規

条において「旧番号利用法」という。) 又は、これに基づく命令の規定により特定個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知

その他の行為は、第一号施行日以後は、第四条の規定による改正後の番号利用法（以下この条において「新番号利用法」という。）又はこれ

に基づく命令の相当規定に基づいて、個人情報保護委員会がした勧告、命令その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 隅員第一条第二号に掲げる規定の施行の際
に旧番号利用法（旧番号利用法第二十九条第二

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月三十日までに施行する。(施行期日)

六 第五条の規定 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）の施行の日四及び五 略

しを含む。)の改正規定、同法第五十七条の見出しの改正規定(電子計算機処理等の受託者等)を「利用者証明検証者等」に改める部分に限る。)及び同条の改正規定(同条に二項を加える部分を除く。)第四条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条から附則第六条までにおいて「番号利用法」という。)別表第一及び別表第二の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第三条、第七条から第九条まで、第六十八条及び第八十条の規定、公

範囲内において政令で定める日

(施行期日)
一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中住民基本台帳法別表第一の改正規定(同表の五十七の四の項を同表の五十七の五の項とし、同表の五十七の三の項の次に次のように加える部分に限る)、同法別表第二の改正規定(第十号に掲げる部分を除く)、同法別表第三の改正規定(同号に掲げる部分を除く)、同法別表第四の改正規定(同号に掲げる部分を除く)及び同法別表第五の改正規定(同号に掲げる部分を除く)、第三条中電子署名等に係る地方公共団体情報システムの認証業務に関する法律第十七条第三項の改正規定(同項第三号に係る部分及び同項第十一号に係る部分(第五十七条)を「第五十七条第一項」に改める部分に限る)を除く)、同法第十四条第一項、第四十五条、第五十一条(見出しを含む)、第五十三条(見出しを含む)、第五十五条(見出しを含む)の改正規定、同法第五十七条の見出しの改正規定(同号に掲げる部分を除く)、同条に二項を加える改正規定、同法第六十六条第一項の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定(一号を加える部分に限る)並びに同法第七十四条及び第七十八条第一項の改正規定並びに第四条中番号利用法第七条及び第十六条の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定(同条第一項中「その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条」を「前条」に改める部分に限る)並びに番号利用法第五十五条及び附則第三条の改正規定並びに附則第六条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四項を削る部分を除く。」同法第二十九条、第三十一条、第三十五条の二及び第三十五条の七の改正規定、同法第六十七条第一項の改正規定（第六号に掲げる部分を除く。）同条第三項の改正規定並びに同法第七十七条の二の改正規定並びに第四条中番号利用法第一条第七項及び第十四条第二項の改正規定、番号利用法第十七条の改正規定（同号に掲げる部分を除く。）並びに番号利用法第十八条の二第三項、第十九条第五号及び第四十八条の改正規定並びに附則第四条第三項、第九項及び第十項、第五条、第六十五条、第六十九条並びに第七十条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（次項において「第六号施行日」という。）

第六条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

2 番号利用法第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者が番号利用法第十四条第一項の規定により通知カード所持者（第六号施行日以後当該通知カード所持者に係る通知カードに係る記載事項に変更があった者を除く。）である本人（番号利用法第二条第六項に規定する本人をいう。以下この項において同じ。）から番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けるときにおける当該通知カード所持者が本人であることを確認するための措置については、第四条の規定による改正後の番号利用法（次項において「新番号利用法」という。）第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例によ

3 市町村長は、通知カードを持前者（第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧番号利用法第七条第六項の規定による通知カードを紛失した旨の届出及び同条第七項の規定による通知カードの返納をした者を除く。）に対し、その者に係る個人番号カード（新番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）を交付するときは、新番号利用法第十七条第一項に規定する措置をとるほか、その者から通知カードの返納を受けなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。附則第九条第二項において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 市町村長は、通知カードの持者（第一項の規定によりなお從前の例によることとされる旧番号利用法第七条第六項の規定による通知カードを紛失した旨の届出及び同条第七項の規定による通知カードの返納をした者を除く。）に対し、その者に係る個人番号カード（新番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）を交付するときは、新番号利用法第十七条第一項に規定する措置をとるほか、その者から通知カードの返納を受けなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定においては、当該規定に附則第九条第二項において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律によるものとする。

の適用については、なほ従前の例による。
(政令への委任)
第八条 この附則に定めるもののほか、この法律
の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経
過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第九条 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改訂を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年五月三一日法律第一七号) **(施行期日)** この法律は、令和元年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

第三条 目次の改正規定(「特例」を「特例等」に改める部分に限る)、第六章の章名の改正規定及び同章に三条を加える改正規定(第二百二十二条の三に係る部分に限る)並びに附則第十三条の規定、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第五条(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)別表第一戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の項の改正規定を除く)、第六条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の九の二第一項の改正規定を除く)及び第十四条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七条)別表第二の改正規定を除く)の規定、前号に掲げる規定の施行の日又は情報通信技術利用法改正法附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日のいづれか遅い日

五 第百二十条の次に七条を加える改正規定、第一百二十四条の改正規定(市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長)を「管轄法務局長等」に改める部分を除く)、第一百二十八条から第一百三十条までの改正規定、第一百三十七条を改め、同条を第一百三十九条とする改正規定(第一百三十七条を改める部分に限る)、第一百三十四条を改め、同条を第一百三十六条とする改正規定(第一百三十六条を改め、同条を第一百三十五条とする改正規定(第一百三十三条を改める部分に限る)並びに附則第七条から第十条まで及び第十四条(前号に掲げる部分を除く)の規定、公

布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号) **(施行期日)** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

第三条 次に掲げる規定 令和三年四月一日

ロ 第十五条中租税特別措置法第九条の人への改正規定(同法第三十七条の十四の改正規定(同条第五項第一号中「代えて行う」の下に「電磁的方法」を、「利用する方法」の下に「をいう。以下この条において同じ。」)を加える部分、同号イに係る部分、同号ロに係る部分、同条第十八項中「者は」の下に「当該金融商品取引業者等の営業所の長」にを加える部分、同項中「を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出(当該金融商品取引業者等変更届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類(第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類をいう。第十六項において同じ。)の提示又はその者の特定署名用電子証明書等(同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。第十六項において同じ。)の送信と併せて行われるもの)を含む。以下第十五項までにおいて同じ。」をしなければ」に、「を提出する」を「の提出をする」に改める部分、同条第二十項中「を提出した」を「の提出をした」に改める部分、同条第二十七項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第二十九項中「電子情報

処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める部分、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書を」を削り、「提出した」を「非課税口座廃止届出書の提出をした」に改める部分及び同条第三十三項中「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改める部分を除く)、同法第三十七条の十四の二第十八条項の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定及び同法第四十二条の三第四項の改正規定並びに附則第六十八条第一項から第三項まで、第百六十八条及び第百六十九条の規定(政令に関する経過措置)

附 則 (令和二年六月五日法律第四〇号) **(施行期日)** この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一四号) **(施行期日)** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一四号) **(施行期日)** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一四号) **(施行期日)** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)
第三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年六月五日法律第四〇号) **(施行期日)** この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一四号) **(施行期日)** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一四号) **(施行期日)** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一四号) **(施行期日)** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一四号) **(施行期日)** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一四号) **(施行期日)** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和二年三月三一日法律第一四号) **(施行期日)** この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第九条 (政令への委任) この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（处分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を

(政令への委任)
第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

識別するための番号の利用等に関する法律第
四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第
九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の
改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等
の推進に関する法律(平成二十五年法律第百
十一号)第三十五条の改正規定(「条例を含
む。」)を削る部分に限る。)を除く。)、第五
十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五
条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布
の日から起算して一年を超えない範囲内にお
いて、各規定につき、政令で定める日

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第四十六条の改正規定、同法第四十六条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の改正規定及び同法第四十九条の改正規定並びに附則第八条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日
(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一百三十二条 この法律（附則第一条各号に掲げ
る規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附
則の規定によりなお従前の例によることとされる
場合及びこの附則の規定によりなおその効力
を有することとされる場合におけるこの法律の
施行後にした行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお送前の例によ

二　第一項中個人情報の保護に関する法律第八十四条を削り、同法第八十三条を同法第八十四条とし、同法第八十二条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条の改正規定及び同法第八十七条の改正規定、第二項中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十七条の改正規定並びに第三項中

及て第八条の規定並ては附則第七条の規定
附則第七条の規定（介護サービスの基盤強化
のための介護保険法等の一部を改正する法律
（平成二十三年法律第七十一号）附則第十一条
第三項及び第四項の改正規定を除く。）並び
に附則第八条及び第九条の規定 公布の日
**附 則（令和三年三月三一日法律第一
号）抄**
（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行
する。

正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一
一条第五号に定める日
(政令への委任)

第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和二年六月一二日法律第四四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条 中介護保険法附則第十三条（見出しを含む。）及び第十四条（見出しを含む。）の改正規定、第四条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法附則第十一条（見出しを含む。）及び第十二条（見出しを含む。）の改正規定、第六条

二から九まで 略
十一付 刑第十九条の規定

附則（令和二年六月一二日法律第五二号）

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの文三項三二限ら。）、第四一五

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十七条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に二条を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第一百一十九条の改正規定（戸籍の）の下に「正本及び」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（条例を含む。）を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定（戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

に掲げる規定の施行の日以後である場合には、同日から施行日の前日までの間ににおける行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十二条の二の規定の適用については、同条中「第四十五条の二第三項」と「第三項」とあるのは、「第四十五条の二第三項」とする。
(罰則に関する経過措置)
第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。
(政令への委任)
第七十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。
(検討)
政府は、行政機関等に係る申請、届出、处分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものと戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則 (令和三年五月一九日法律第三八号)抄 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第二章(第八条を除く。)並びに附則第七条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一条)別表第一の十三の項の次に次のように加える改正規定を除く。)、第九条及び第十五条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条
条、第二十六条第一項、第二十七条及び第二十九条並びに次条から附則第四条まで、第九条及び第十条の規定 公布の日

附 則（令和三年六月一日法律第六六二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の二の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方法律第八十一号別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十一項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年三月三一日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から三まで 略

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日
イ及びロ 略
ハ 第十三条中税理士法第二条の改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）
同法第四条の改正規定 同法第五条の改正規定

規定、同法第二十四条の改正規定、同法第五十五条の改正規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条を同法第四十七条の四とし、同法第五章中同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の二十第二項の改正規定、同法第四十九条の二第二項の改正規定、同法第四十九条の十四第一項の改正規定、同法第五十一条第二項の改正規定、同条第四項の改正規定（「第三十九条」を「第二条の三及び第三十九条」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第七十条第二項及び第三項、第八十六条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

又は都道府県知事	三 厚生労働大臣	四 全国健康保険協会	五 厚生労働大臣	六 都道府県知事	七 厚生労働大臣	八 都道府県知事
合を含む。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの 船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施若しくは保険料等の徵収又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)。以下この表において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの 労働者災害補償保険法(昭和二年法律第五十号)による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの 船員法(昭和二十二年法律第百八十八号)による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの 災害救助法(昭和二十二年法律第百八十八号)による衛生管理者適任証書又は救命艇手適任証書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)による職業紹介又は職業指導に関する事務であつて主務省令で定めるもの 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、保育士の登録、小児慢性特定疾病医療費の支給、						

十九の二 厚生労 働大臣	十九の三 司法試 験委員会	十九の四 都道府 県教育委 員会	十九の五 都道府 県知事	十九の六 都道府 県知事	十九の七 通訳案 内士法第 五十四条 第三項の 同意を得 た市町村 又は都道 府県の長	二十 道府縣 事 知	二十 市町村長	二十一 厚生	二十一 労働大臣
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十三号)による精神保健指定医の指定に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)による認定(同法第五条の二第一項の認定をいう。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの	司法試験法(昭和二十四年法律第二百四十号)による認定(同法第五条の二第一項の認定をいう。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの	教育職員免許法(昭和二十四年法律第二百四十七号)による教育職員の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)による認定(同法第二条第一項第一号の認定をいふ。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの	通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)による全国通訳案内士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十三号)による精神保健指定医の指定に関する事務であつて主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十三号)による精神保健指定医の指定に関する事務であつて主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十三号)による精神保健指定医の指定に関する事務であつて主務省令で定めるもの

三十 本税理士	三十 会連合会	三十 国税庁長	三十 官
三十一 税理士法による税理士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	三十一 税理士法による税理士若しくは税理士法人又は税理士であった者に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に關する事務であつて主務省令で定めるもの	三十一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であつて主務省令で定めるもの	三十一 税理士法による税理士若しくは税理士法人又は税理士であった者に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に關する事務であつて主務省令で定めるもの
三十二 厚生労働大臣	三十二 厚生労働大臣	三十二 厚生労働大臣	三十二 厚生労働大臣
三十三 防衛大臣	三十三 防衛大臣	三十三 防衛大臣	三十三 防衛大臣
三十四 厚生労働大臣	三十四 厚生労働大臣	三十四 厚生労働大臣	三十四 厚生労働大臣
三十五 日本私立 事業団	三十五 日本私立 事業団	三十五 日本私立 事業団	三十五 日本私立 事業団
三十六 財務大臣	三十六 財務大臣	三十六 財務大臣	三十六 財務大臣

大臣	厚生労働	六十八	市町村長	六十一	厚生労働大臣	六十 生労働大臣
						戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
						老人福祉法（昭和三十八年法律第六十号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
						戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十号）による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの
						戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十号）による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの
						母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの
						母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの
						母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
						特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第六百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
						特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）。以下この表において「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
						戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第六百号）による特別弔慰金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

臣生労働大臣	八十厚	七十九機構	七預金保険	三産業大臣	七七八八の	七七八八の	二厚生労働大臣	二厚生労働大臣	三厚生	七十七七の	二都道府県知事	七十七七の	二厚生労働大臣	七十六の士会連合	二厚生労働大臣	七十六石炭鉱業年金基金
視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）による視能訓練士の施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて主務省令で定めるもの	情報処理の促進に関する法律による情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）による建築物環境衛生管理技術者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による柔道整復師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業訓練指導員の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの	労務士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	社会保険労務士法による社会保険労務士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	労務試験又は争糾解決手続代理業務試験の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）による社会保険労務士試験又は争糾解決手続代理業務試験の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	施に関する事務であつて主務省令で定めるもの					

八 十 四 年 大 臣	厚 生 勞 働	八 十 三 の 勞 働 大 臣	八 十 三 厚 生 勞 働	八 十 三 厚 生 勞 働	八 十 二 村 長	八 十 二 市 町	農 水 產 業	八 十 二 農 水 產 業	八 十 一 厚 生 勞 働 大 臣	八 十 一 的 勞 働 大 臣	第 一 項 下 欄 に 掲 げ る 事 務 を 含 む 。 。	市 町 村 長 (児 童 手 当 法 (昭 和 四 十六 年 法 律 第 七 十 三 号) 第 一 項 の 表 の 下 欄 に 掲 げ る 事 務 を 含 む 。
八 十 四 年 大 臣	厚 生 勞 働	八 十 三 の 勞 働 大 臣	八 十 三 厚 生 勞 働	八 十 三 厚 生 勞 働	八 十 二 村 長	八 十 二 市 町	農 水 產 業	八 十 二 農 水 產 業	八 十 一 厚 生 勞 働 大 臣	八 十 一 的 勞 働 大 臣	第 一 項 下 欄 に 掲 げ る 事 務 を 含 む 。	市 町 村 長 (児 童 手 当 法 (昭 和 四 十六 年 法 律 第 七 十 三 号) 第 一 項 の 表 の 下 欄 に 掲 げ る 事 務 を 含 む 。
八 十 四 年 大 臣	厚 生 勞 働	八 十 三 の 勞 働 大 臣	八 十 三 厚 生 勞 働	八 十 三 厚 生 勞 働	八 十 二 村 長	八 十 二 市 町	農 水 產 業	八 十 二 農 水 產 業	八 十 一 厚 生 勞 働 大 臣	八 十 一 的 勞 働 大 臣	第 一 項 下 欄 に 掲 げ る 事 務 を 含 む 。	市 町 村 長 (児 童 手 当 法 (昭 和 四 十六 年 法 律 第 七 十 三 号) 第 一 項 の 表 の 下 欄 に 掲 げ る 事 務 を 含 む 。
八 十 四 年 大 臣	厚 生 勞 働	八 十 三 の 勞 働 大 臣	八 十 三 厚 生 勞 働	八 十 三 厚 生 勞 働	八 十 二 村 長	八 十 二 市 町	農 水 產 業	八 十 二 農 水 產 業	八 十 一 厚 生 勞 働 大 臣	八 十 一 的 勞 働 大 臣	第 一 項 下 欄 に 掲 げ る 事 務 を 含 む 。	市 町 村 長 (児 童 手 当 法 (昭 和 四 十六 年 法 律 第 七 十 三 号) 第 一 項 の 表 の 下 欄 に 掲 げ る 事 務 を 含 む 。

都道府県	九十六	都道府県	九十五	大臣 厚生労働	大臣 厚生労働	九十二	国在留管 理庁長官
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	看護師等の入材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)による都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であつて主務省令で定めるもの	看護師等の入材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)による都道府県による看護師等の資質の向上及び就業の促進のための取組の支援に関する事務であつて主務省令で定めるもの				
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七)	中原生労働	第二項規定するに係る貸借の管理及び建設を及ぼす市町村は、又は都道府県知事は、第五十九条第一項十八条十二号の規定による特定優良賃貸住宅の供給に関する法律(平成五年法律第十二号)による特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する事務であつて主務省令で定めるもの	中原生労働	第二項規定するに係る貸借の管理及び建設を及ぼす市町村は、又は都道府県知事は、第五十九条第一項十八条十二号の規定による特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第十二号)による特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する事務であつて主務省令で定めるもの	中原生労働	中原生労働	中原生労働

主 する事 業	百八 国民 金年基 金連合会	百九 厚生労働 大臣	百十 農林漁業 農業團 體職員共 済組合		
				市町村長	百十二 独立行政 法人農業 者年金基 金
確定拠出年金法による個人型年金加入者等に関する原簿若しくは帳簿の記録及び保存又は個人型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	健康増進法(平成十四年法律第二百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農	市町村長

市町村長	都道府県	百十七 知事又は	百十六の 二 厚生 労働大臣	百十六 二 厚生 労働大臣	大臣 厚生 労働	百十六 独立行政 法人日本 学生支援 機構	百十五 独立行政 法人医薬 品医療機器 総合機構	百十四 独立行政 法人日本 スポーツ 振興セン	百十三 独立行政
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に關する事務であつて主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に關する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による衛生検査技師名簿への登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第二百六十二号)による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第二百六十二号)による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	業者年金基金法による給付の支給に關する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第二百六十二号)による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第二百六十二号)による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

百十七の 二 総務 大臣		百二十 大臣		百二十 厚生労働		百二十 合連合会		百十九 厚生労働		百十八 厚生労働		百十九 厚生労働		
働 大 臣	百 二 十 一	厚 生 勞 働	大 臣	厚 生 勞 働	百 二 十 一	厚 生 勞 働	合 連 合 会	市 員 共 濟 組 合 會	地 方 公 務 員 共 濟 組 合 會	國 家 公 務 員 共 濟 組 合 會	事 業 團 員 共 濟 組 合 會	興 ・ 學 校 員 共 濟 組 合 會	大 臣	大 臣
るもの	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第百十一号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)による特例納付保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定め	石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)による特別遺族給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十九年法律第百四号)による文書の受理及び送付又は保有情報の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廢止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廢止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの								

百二十二 厚生労 働大臣	百二十三 文部科 学大臣、 都道府県 教育委員会	百二十四 厚生労 働大臣	百二十五 地方公 務員等共 済組合法 律の一部を 改正する 法律(平成 二年法律第 五十六号)。 第三条第二 項に規定す る。第五条第 二項に規定す る。	百二十六 厚生労 働大臣 会議 共済会
置法 (平成二十四年法律第三十一 条)	職業訓練の実施等による特定求職 者の就職の支援に関する法律(平 成二十三年法律第四十七号)によ る職業訓練受講給付金の支給又は 就職支援措置の実施に関する事務 であつて主務省令で定めるもの の年金である給付の支給に関する 事務であつて主務省令で定める もの	高等学校等就学支援金の支給に關 する法律(平成二十二年法律第十 八号)による就学支援金の支給に 關する事務であつて主務省令で定 めるもの	厚生年金保險の保険給付及び國民 年金の給付の支払の遅延に係る加 算金の支給に関する法律(平成二 十一年法律第三十七号)による保 険給付遅延特別加算金又は給付遲 延特別加算金の支給に關する事務 であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保險の保険給付及び國民 年金の給付の支払の遅延に係る加 算金の支給に関する法律(平成二 十一年法律第三十七号)による保 険給付遅延特別加算金又は給付遲 延特別加算金の支給に關する事務 であつて主務省令で定めるもの

